

第45回京都府民総合体育大会

選手派遣及び選手強化補助金交付要項

1. 目的

広く京都府民にスポーツを振興し、府民の健康増進と体力向上を図り、あわせて市町村対抗形式を通じて、地域のスポーツの活性化を目指す目的で開催されます。

については、本大会で良成績を収めることにより、市民のスポーツに対する関心と健康増進と体力向上につながるため、亀岡市代表として出場するチームの選手派遣及び強化を目的として補助金を交付する。

2. 補助対象経費

(1) 当大会に出場する選手等の旅費及び宿泊費

※試合会場が遠方であり、どうしても宿泊しなければ出場に影響が出る場合のみ宿泊を認める。

※ただし、予選会の旅費・宿泊費については補助対象としない。

(2) 強化経費

大会当日までの強化練習経費（体育館等施設使用料、消耗品代、保険料、強化練習試合での審判員謝金等）

※府民総体強化練習と記入したもの

(3) ユニフォーム購入、競技用具等の購入経費

※ただし、ユニフォームは、毎年購入することはできず、2年に1回購入することができる。

※私物で使用するサポーター、ソックス等は補助対象としない。

(4) その他選手強化に直接必要な経費

3. 補助金

(1) 選手派遣費（全体の1/2）

○出場選手の会場地までの交通費1人0.5

(2) 選手強化費（全体の4/10）

○出場選手1名につき2,800円（7,000円×0.4）を限度とする。

(3) その他

○各競技種目に応じて、予算の範囲内において補助金を交付する。

4. その他の記入等について

(1) 交付申請書の提出について

○令和4年7月10日（日）までに当協会事務局へ提出してください。

○申請書・報告書の印については省略とし、請求書には団体長印を必ず押印してください。

(2) 実績報告書の提出について

○各大会完了後1ヶ月以内に当協会事務局へ開催要項、大会結果、参加者名簿、写真、証拠書類等（領収証は支出科目ごとに完備し、各団体において、5年間保管して下さい。）を各1部添付の上、提出してください。

○報告書の旅費については、大会が2日あるところ1日で終了した場合は、1日分の交通費のみとなりますのでご了承下さい。

○補助金大賞経費(選手派遣補助金)

交通費：本大会分のみ

○補助金対象経費(選手強化補助金)

本大会に出場するまでの練習経費

会議費、宿泊費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、保険料、諸謝金

○講師料については、全体で30,000円程度までを補助金対象経費とします。

◎支出科目の説明・整備要項

科 目	説 明	証 拠 書 類
会 議 費	会議等の茶菓子代 一人当たり@500円程度 ※会議室使用料は下記の使用料及 び賃借料に計上してください。	業者の発行する領収証
交 通 費	交通費明細書のとおり	
その他の交通費	練習試合等に伴う高速代、バ ス、電車代等	高速代は業者の発行する領収証、 公共機関は明細を自書にて記入 ※補助対象外
宿 泊 費	合宿、大会参加のための宿泊 代	業者の発行する領収証 ※補助対象(試合会場が遠方場合は認める)
通 信 運 搬 費	会議等の案内	購入業者の発行する領収証
消 耗 品 費	練習等に伴う競技用消耗品 会議等に伴う事務用消耗品	購入業者の発行する領収証 ※私物で使用するものは認めない
印 刷 製 本 費	会議資料等の印刷代	業者の発行する領収証
使用料及び賃借料	会議室使用料、練習会場の借 上料、用具・器具使用料	利用施設管理者及び所有者の発行 する領収証
保 険 代	傷害保険料	業者の発行する領収証
諸 謝 金	全体で30,000円程度まで	個人領収証 *自署、記名押印のこと

*ただし食糧費については、対象外とさせていただきます。

*但し書きが未記入の領収証は認めません。

*謝金の領収証については、必ず自署・押印が必要です。

*大会終了後の支払は早急に済ませ、出来るだけ1ヶ月以内の領収証を添付する
ようにしてください。日付の遅いものは認めないことがあります。